

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のネットワークシステムの設計・施工等を行うBに雇用され、施工管理や営業等の業務に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日午前2時30分頃、出張先であるC県D市内のホテルにおいて就寝中胸が痛みだし、しばらく様子を見ていたものの、午前5時頃には痛みを耐えられなくなり、自らタクシーを呼んでE病院に受診したところ、「心筋梗塞」と診断された。その後、F病院に転医して加療を続け、平成〇年〇月〇日治癒となった。

なお、請求人の心筋梗塞の発症については、監督署長は、業務上の事由によるものであると認定し、療養補償給付及び休業補償給付を支給する旨の決定を行った。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害が労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第9級の7の3に該当するものと認定し、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第9級を超えるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人自身の感じている症状等から、残存する障害の障害等級は7級になる旨主張しているので、以下、請求人の心筋梗塞発症による後遺障害について検討する。

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、平成〇年の心エコー（心臓超音波検査）にて、EF（左心室駆出率）49%と心機能低下ありとしており、また、H医師も、平成〇年〇月〇日付け意見書において、同年〇月〇日の心エコーにて、左心室拡張末期内径56mmと軽度の左心室拡大とEF49%と軽度の左心室収縮機能の低下を認めるとしていることから、心筋梗塞の発症により、請求人の心機能は低下していることが認められる。

(2) これにより、決定書理由第2の2の(2)のAないしウに説示するとおり、胸腹部臓器の中の循環器の障害のうち「心機能が低下したもの」により障害等級を認定することとなる。

決定書別添の「判断の要件」に掲げる胸腹部臓器の障害の循環器の障害に関する認定基準によれば、心機能が低下したものの障害等級は、心機能の低下による運動耐容能の低下の程度によって認定することとされており、その低下が、「中等度のもの（おおむね6METsを超える強度の身体活動が制限されるも

の)」が第9級の7の3、「軽度であるもの（おおむね8METsを超える強度の身体活動が制限されるもの）」が第11級の9に該当することとされている。

(3) この点、G医師の上記意見書によると、平成〇年〇月〇日の運動負荷試験による運動耐容能は6METs相当であるとされていることから、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のエに説示するとおり、請求人の障害等級は、第9級の7の3の「中等度のもの（おおむね6METsを超える強度の身体活動が制限されるもの）」に該当すると判断するものであり、請求人に残存する障害は障害等級第9級を超えるものとは認められない。

(4) なお、請求人は、心筋梗塞の合併症と推定される狭心症、不整脈などによって、時には運動耐容能が医証によって評価された程度より低下する旨主張していると思料されるが、請求人の症状の推移、心機能に関する検査結果、日常生活などの状況に鑑み、「軽易な労務にしか服することができないもの」（第7級の5）に該当するほど低下しているとは考えられず、請求人の主張は採用できないことを付言する。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。